

# 交通誘導警備員の確保に要する間接費の実績変更の運用基準

山間部等の地域において、交通誘導警備員（以下「警備員」という）の確保が困難な場合に、警備員を地域外から確保することに伴って必要となる費用について、実績に応じて設計変更で計上するための必要事項を次のとおり定める。

## 1 対象工事

本運用の対象となる工事等は、次の事項を全て満たすものとする。

- (1) 徳島県農林水産部及び各総合県民局農林水産部が発注する工事及び工事の積算体系で積算した業務委託（以下「工事等」という）。
- (2) 土地改良工事積算基準（土木工事）、森林整備保全事業設計積算要領に記載されている工種区分を適用している工事等又は、土地改良工事積算基準（施設機械）における鋼橋架設工事であること（以下「積算基準」という）。ただし、土地改良工事積算基準の「干拓工事」及び森林整備保全事業設計積算要領の「橋梁保全工事」は除く。
- (3) 現場から警備業者の営業所の所在地までの片道距離が30km以上であること。

## 2 対象となる間接費

積算基準に規定する共通仮設費の営繕費のうち警備員に係る送迎費、宿泊費、借上費及び現場管理費の労務管理費のうち、警備員に係る募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用（以下「実績変更対象費」という）とする。

構成費目		率分に含まれる主な項目
共通仮設費 (営繕費)	警備員送迎費	・警備員をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送含む）するために要した費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等を含む）
	宿泊費	・警備員が旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用
	借上費	・建物を建築する代わりに貸ビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用
現場管理費 (労務管理費)	募集及び解散に要する費用	・警備員の赴任手当、帰省旅費及び解散手当
	賃金以外の食事・通勤等に要する費用	・警備員の早出、残業時の食事等（事業主負担分）、食事補助費
		・支給した交通費 会社から現場、あるいは現場から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当 遠隔地での工事等で、警備員個人が立替払いした旅費の支弁に当たる手当

## 3 実績変更の対象費用

実績変更の対象は、当該現場に配置される警備業者の警備員に係る通勤、宿泊等に要する次の費用とする。

- (1) 警備員送迎費
  - 1) 専用のマイクロバス等を手配して警備員宿舎から現場までの警備員を送迎した費用を対象とする。
  - 2) 計上する費用は、運転手賃金、車両損料（賃料）、車両燃料等とする。

(2) 宿泊費

- 1) 1泊当りの宿泊費は、食事代を除いた額とする。
- 2) 宿泊費（1泊当り）の上限額は、「徳島県旅費条例運用」において定める額とする。

(3) 借上げ費

- 1) 賃貸契約に記載されている礼金，その他賃貸契約に係る費用等を含むものとする。

(4) 警備員の「赴任手当」，「帰省旅費」

- 1) 会社が警備員に支給した額が把握できる調書等（受領書等）の写しを提出すること。
- 2) 警備員の所在地が分かる資料を提出すること。（免許証，社員証の写し）
- 3) 旅費（1日当り）の上限額は，宿泊費（1泊当り）の上限額とする。

(5) 早出，残業時の食事費及び食事補助費

- 1) 警備員に支給した額が把握できる調書等（受領書等）の写し及び食事に要した領収書等について，原本提示のうえ写しを提出すること。
- 2) 所定労働時間を越えて作業する場合において適用となる。  
[適用となるケース]
  - ・特記仕様書において，所定労働時間を越える作業であると明記されている工事等。
  - ・協議において，所定労働時間外の作業を行うこととなった場合。

(6) 通勤等に要する費用

- 1) 通勤等に要する費用は，次の手当のみ対象とする。
  - ・会社から現場，あるいは現場から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当。
  - ・遠隔地での工事等で，警備員個人が立替払いした旅費の支弁に当たる手当。
- 2) 次の単価表で算出した費用を計上することとする。

（土地改良工事積算基準「設計業務等の価格積算基準等の留意事項」及び治山林道必携「調査，測量，設計及び計画業務旅費交通費積算要領」を準用）

【交通費（ライトバン）運転 1日当り単価表】

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ガソリン	レギュラー	L	※1			2.6L/h×○h
損料	ライトバン1.5L	時間	※2			運転時間当り損料
損料	ライトバン1.5L	日	1.0			供用日当り損料

※1 ガソリンの数量は， $2.6L/h \times \text{○}h$ で算出（有効数字2桁（四捨五入））

○：片道所要時間 × 2（h）

片道所要時間は，現場から会社までの片道距離を30km/hで除して算出（小数位以下1位止（2位四捨五入））

※2 運転時間当り損料の数量は，片道所要時間(h)×2=○（h）（小数位以下1位止（2位四捨五入））

- 3) 通勤等（1日当り）の上限額は，宿泊費（1泊当り）の上限額とする。

#### 4 実績変更の算定方法

- (1) 「実績変更対象費の割合」については，特記仕様書のとおりとする。
- (2) 「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」は，別紙（様式1）のとおりとする。
- (3) 共通仮設費及び現場管理費について，次式により算出した「実績変更対象費（積上分）」の額を計上する。なお，「実績変更対象費（積上分）」がマイナスとなった場合は，「支出実績額」による設計変更は行わない。

実績変更対象費（積上分）＝支出実績額－精算変更設計額における実績変更対象費

- ・支出実績額＝交通誘導警備員確保に係る実績報告書（様式1）の額  
（ただし、消費税を含めない。）
- ・精算変更設計額における実績変更対象費  
＝精算変更設計額における交通誘導警備員に係る共通仮設費（率分）又は現場管理費  
×実績変更対象費の割合  
（整数止（小数第1位四捨五入））

## 5 実績変更の方法

### ○当初設計の手順

(1) 発注者は、地域外からの警備員の確保が見込まれる工事等については、特記仕様書に、当初設計における実績変更対象費の割合を記載し、最終精算変更時点で設計変更するものとして当初設計を行う。

なお、特記仕様書に記載のない工事等においても、地域外からの警備員の確保が必要となった場合は、本運用基準に基づき設計変更を行うことができるものとする。

### ○設計変更の手順

(1) 受注者は、実績変更対象費の支出実績を踏まえ、設計変更を希望する場合は、実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書（様式1）」及び実績報告書に記載した内容の内訳書を提出し、設計変更の内容について協議を行うこと。なお、監督員から請求があった場合は、実績が確認できる資料（領収書の写し等）を提示すること。

(2) 発注者は、最終精算変更時点に実績変更対象費の支出実績を踏まえ、設計変更する場合、受注者から提出された「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」で確認した費用から、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象費を差し引いた費用を、一括計上価格において「交通誘導警備員の確保に要する加算額」として加算する（加算額については、間接費の率計算の対象外とする）。

(3) 受注者の責による工事工程の遅れ等、受注者の責に帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

(4) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。

(5) 受注者は、実績変更対象費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

## 附 則

この運用基準は、令和3年2月1日以降に入札公告又は指名通知する工事等から適用する。